

## 船舶事故調査報告書

平成26年6月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年2月13日 07時20分ごろ以降の神奈川県横須賀市横須賀港第6区に設置されたわかめ養殖施設に到着した時刻～07時30分ごろまでの間）
発生場所	横須賀港第6区に設置されたわかめ養殖施設
事故調査の経過	平成26年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>のぶ</sup> 伸丸、1.04トン KN3-10902（漁船登録番号）、個人所有 4.88m (Lr) × 1.63m × 0.60m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和53年8月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 87歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年8月13日 免許証交付日 平成23年11月15日 (平成29年8月2日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、横須賀港第6区に設置されたわかめ養殖施設（以下「本件施設」という。）で収穫を行うため、平成26年2月13日07時20分ごろ漁業協同組合の物揚場（以下「本件定係地」という。）を出発し、本件定係地から南東方約500mに設置された本件施設へ向かった。 僚船のうちの1隻の船長（以下「第1発見者」という。）は、本件定係地を出発し、本件施設付近に無人で漂流している本船を見付け、本船に急行したところ、07時30分ごろ、本件施設内の横須賀港鴨居西防波堤灯台から真方位214° 1,540m付近の海面において、うつ伏せの姿勢で浮かんでいる船長を発見した。 第1発見者は、船長を船内へ引き揚げようとしたものの、引き揚げ

	<p>ることができず、また、自船が圧流されて乗り揚げそうになったため、船長の脇の下からロープを掛けて体を結び、本件定係地まで運んだ。</p> <p>本件定係地にいた僚船船長が、船長を陸上に引き揚げて毛布の上へ寝かせ、心臓マッサージ及び人工呼吸を行い、119番通報を行った。</p> <p>船長は、救急車によって病院へ搬送され、救命措置が施されたが、09時30分ごろ医師によって死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、頸椎骨折及び頭部打撲と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、水温 約14.0℃</p>
その他の事項	<p>船長は、ふだん、船首左舷で右膝を折り、左足を立て膝として座り、ガンネルから上半身を出して海面にある本件施設の本綱と呼ばれるロープを右手で手繰りながら移動し、左手に着けた鎌でわかめを刈り取って船内に取り込む方法で収穫していた。</p> <p>本船のガンネル高さは、右膝の位置で約40cm、左膝の位置で約50cmであった。</p> <p>本船には、発見時、船内に刈り取られた4株のわかめがあり、また、プロペラへの絡索はなく、船体に他船との衝突痕は認められなかった。</p> <p>船長は、本船を新造時から約35年間運航しており、取扱いに慣熟していた。</p> <p>船長は、約70年間漁業に従事し、昭和40年代から横須賀港でわかめ養殖を行っており、本事故発生場所付近の海域特性に精通していた。</p> <p>船長は、健康であり、持病もなかった。</p> <p>船長は、浮体が背面に付いた自動膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、頸椎骨折及び頭部打撲であった。</p> <p>本船は、13日07時20分ごろ本件定係地を出発した後、横須賀港第6区の本件施設付近を無人で漂流しているところを発見され、船内に刈り取られたわかめが4株あり、船長が、07時30分ごろ、本件施設内において、左手に鎌を着け、漂流しているところを発見されたことから、07時20分ごろ以降の本件施設に到着した時刻から07時30分ごろまでの間において、わかめの収穫作業中、頸椎骨折及び頭部打撲を生じ、死亡するに至ったものと考えられる。</p> <p>船長は、頸椎骨折及び頭部打撲を落水して生じ、又は船上で生じて</p>

	落水したものと考えられるが、落水、頸椎骨折及び頭部打撲に至った状況を明らかにすることはできなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、横須賀港第6区の本件施設において、わかめの収穫作業中、船長が、頸椎骨折及び頭部打撲を落水して生じ、又は船上で生じたことにより発生したものと考えられる。